

第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート調査等）
の委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、2018（平成30）年度に策定した「第3期三好市地域福祉計画」が2022（令和4）年度末に終了するため現行計画を見直し、その検証を行うとともに、新たに2023（令和5）年度から2027（令和9）年度を計画期間とする「第4期三好市地域福祉計画」を策定するにあたり、今日の社会情勢との関連や多角的な視点から福祉や地域課題の明確化及び関係法令等との整合性を図るために、本計画に関する市民等の意識やニーズについて実態を把握し、総合計画や他の諸計画等との関係性を体系化するための基本的な考え方の整理などを目的として、アンケート調査及びその分析等を行う事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施することについて必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート調査等）

(2) 業務内容

別紙1 「第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート調査等）仕様書」
（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

契約締結の日から令和4年3月31日まで（予定）

(4) 委託金額の上限

2,442,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 契約方式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 参加者の資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に抵触しないこと。
- (2) 三好市の入札参加資格の審査を受け、その資格を有する者。（委託業種その他）
- (3) 本件公告時に、三好市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 三好市暴力団等排除措置要綱（平成23年3月28日告示第19号）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）を完納していること。
- (8) 平成28年度以降に、市町村地域福祉計画に関する策定業務の実績があること。
- (9) J I S Q 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク取得）の認証を取得していること。

5 選定スケジュール予定

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は次のとおり。なお、期日の定まっていないものについては決定次第公表する。

内 容	日 程	摘 要
公告（三好市ホームページ）	令和3年7月1日（木）	
質問の受付期限	令和3年7月8日（木）	
質問の回答期限	令和3年7月13日（火）	回答:三好市ウェブサイトに掲載
参加表明書の提出期限	令和3年7月19日（月）	提出方法:持参又は送付
企画提案書の提出期限	令和3年7月29日（木）	
プレゼンテーション	令和3年8月中旬（予定）	提出方法:持参又は送付
選定結果通知	令和3年8月中旬（予定）	選定結果:参加者に通知するとともに、三好市ウェブサイトに掲載

6 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式6）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から令和3年7月8日（木）午後5時まで

(2) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、三好市ホームページで公表する。なお、類似同様の質問についてはまとめて一つの回答とするほか、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）

(2) 提出方法

郵送（配達証明に限る）

(3) 提出期限

令和3年7月19日（月）午後5時必着

(4) 資格審査

参加表明書の提出があった者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格がない者については郵送で通知する。

8 企画提案書等の提出

参加資格審査結果により参加資格を有すると認められた者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート等）に係るプレゼンテーション出席者報告書（様式4）
- ② 第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート等）に係る提案書表紙（様式5）
- ③ 見積書及び提案価格内訳書（任意様式）
 - ・業務内容及び人件費等の積算内訳がわかるように記載すること。
- ④ 業務工程表（任意様式）
- ⑤ 本業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制等を具体的に記載した業務実施体制（任意様式）

(2) 留意事項

- ① 文字サイズは10ポイント以上とする。
- ② 業務に関する提案内等について
 - ・調査項目（特に重視する項目と理由・本市に必要と思われる項目と理由等）
 - ・調査の進め方・回収率を高める工夫等
 - ・その他本市に必要とされるニーズ調査等業務に付帯する作業の提案など
- ③ 新型コロナウイルス感染リスクが懸念される場合は、提出された書類にて審査を行うため、提出書類については精査し提出すること。

(3) 提出部数

原本1部 副本7部

原本A4版とする。（資料の作成上A3版とした方がよい場合は、利用可とする。）

(4) 提出方法

郵送（配達証明に限る）

(5) 提出期限

令和3年7月29日（木）午後5時必着

9 審査方法等

(1) 審査体制

第4期三好市地域福祉計画策定業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査・選定を行う。審査は、書類審査及びプレゼンテーションによる。

ただし、新型コロナウイルス感染リスクの懸念のほか、災害その他やむを得ない場合は、提出

された書類で審査するものとする。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日時 令和3年8月中旬予定

時間については、別途通知する。

イ 実施場所 三好市役所内会議室

ウ 実施時間 30分

エ 出席者 2名以内とし、本業務を担当する予定者が企画提案について説明すること。

オ その他 ① 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
② 新型コロナウイルス感染リスクの懸念のほか、災害その他やむを得ない場合は、提出書類にて審査を行う。

(3) 審査基準

別紙 第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート等）に係る公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に従い評価を行う。

(4) 審査結果通知及び公表

審査の結果については、文書にて全員に郵送で通知する。

なお、審査結果については、三好市ホームページにおいて公表する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 本件を公告した以後、委員又は当該業務に関する者に接触を求めた場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合。

11 その他

- (1) 参加者は、本要領等に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、三好市情報公開条例（平成18年3月1日条例第12号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

12 担当部署（各種書類提出先・問い合わせ先）

- (1) 住 所：〒778-0004 徳島県三好市池田町シンマチ1476番地1
- (2) 担 当 課：三好市福祉事務所 地域福祉課
- (3) 電話番号：0883-72-7647
- (4) F A X：0883-72-6664
- (5) E-mail：chiikifukushi@city.tokushima-miyoshi.lg.jp